コンプライアンス規程

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2010. 06. 21
1. 1	センター長の設置に伴う変更	2010. 07. 22
1.2	役員執行体制の変更に伴う改正	2010. 09. 24
1.3	役員執行体制の変更に伴う改正	2011. 07. 08
1. 4	監査部から監査室への変更に伴う改正	2012. 04. 01
1.5	役員執行体制の変更に伴う改正	2021. 06. 30
1.6	コンプライアンス委員会の開催を「定期的な開催」から「年に3回以上の開催」 に変更	2022. 09. 01

目 次

		目的	1
		定義	
第	3条	コンプライアンス態勢	1
第	4条	役員および従業員の責務	2
第	5条	免責の制限	2
第	6条	私生活でのコンプライアンス	2
第	7条	コンプライアンス研修	2
第	8条	改廃	2

コンプライアンス規程

規程番号 0201-0000-00-規制 定日 2010年 6月21日 改正日 2022年 9月 1日

(目的)

第 1条 この規程は、コンプライアンス経営を実践、推進していくための態勢等について定める。

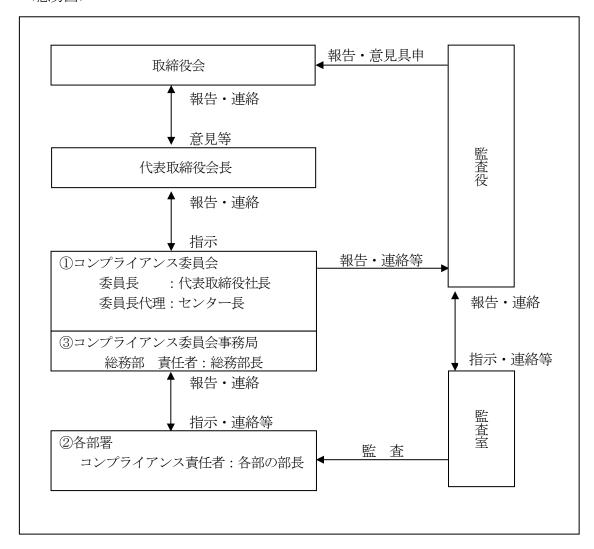
(定義)

第 2条 この規程において「コンプライアンス経営」とは、法令、社内規程等で定められたもの(以下、「法令等」という。)を遵守し、健全な経営を行うことをいう。

(コンプライアンス態勢)

第 3条 コンプライアンス経営を行うため、コンプライアンス委員会を設置する他、次の態勢を 確立する。

<熊勢図>



①コンプライアンス委員会

区分	内 容
構成	代表取締役社長を委員長、センター長を委員長代理とし、各部の部長(コ
	ンプライアンス責任者)により構成する。
主な任務	・コンプライアンス全般について検討・審議する。
	・コンプライアンス違反を判定し、必要により懲戒委員会へ付議する。
	・委員会活動の重要事項を取締役会に付議・報告する。
	・委員会活動の重要事項を監査役に報告する。
開催	年に3回以上委員長が召集し、開催する。

②コンプライアンス責任者

区分	内 容
主な任務	・所管部門のコンプライアンスに関する企画・情報収集・苦情処理・不祥
	事等に対応する。
	・所管部門のコンプライアンス状況を定期的にチェックし、コンプライア
	ンス委員会へ定期的に報告する。
	・コンプライアンス違反または違反の可能性がある場合は、速やかにコン
	プライアンス委員会へ報告する。

③コンプライアンス委員会事務局

区分	内 容
設置部署	総務部
主な任務	・委員長の指示に基づき事務局作業を行う。
	・各種の報告等を受付、コンプライアンス委員会に報告する。

(役員および従業員の責務)

第 4条 役員および従業員は、法令等を誠実に遵守するとともに、社会人としての良識と責任 を持って業務を遂行しなければならない。

(免責の制限)

- - (1) 法令等について正しい知識がなかったこと。
 - (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと。
 - (3) 他の役員および従業員の指示・教唆により行ったこと。
 - (4) 会社の利益を図る目的で行ったこと。

(私生活でのコンプライアンス)

第 6条 役員および従業員は、私生活においてもコンプライアンスを意識して行動し、違反した場合は役員またはコンプライアンス責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス研修)

第 7条 従業員に対しては、コンプライアンスの啓蒙、正しい知識の普及等のため、年度計画 をたてて、必要な研修会を開催する。

(改廃)

第 8条 この規程の改廃は、取締役会が行う。